

## 真星病院 医療安全管理責任者業務指針

第1条 真星病院における医療安全管理責任者は、病院の理念・基本方針に基づき、安全で安心な質の高い医療を提供することを目的とし医療安全管理の基本的な基準について定める。

第2条 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を終了した兼任の看護師またはその他医療有資格者(兼任)が医療安全管理者として配置されていること。医療安全管理責任者の位置づけについては、組織図に準ずる。

第3条 医療安全管理責任者が行う業務に関する基準

- (1) 医療安全管理責任者は、病院長から委譲された権限に基づき、医療安全管理体制を推進する。移譲された権限に基づいて安全管理に関する医療機関内の体制の構築に参画し、委員会等の各種活動の円滑な運営を支援する。
- (2) 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行う。
- (3) 定期的に院内を巡回し、各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。
- (4) 各部部門における医療事故防止担当者への支援を行う。
- (5) 医療安全対策の体制確保のための職員研修を企画・実施する。
- (6) 医療相談について、当院では『安全で安心、信頼できる医療』を受けていただけるよう1階地域連携室に医療安全相談窓口を設置し、医療安全に関するご相談・ご意見を承る。また、薬・栄養・看護・地域連携など相談内容により各担当者が担当する。
- (7) 医療安全対策に係る評価を行うカンファレンスを週1回程度行う。

第4条 医療安全管理に関する基本的な考え方

患者本位の医療を第一に考え、患者との良質な信頼関係のもと、安全で安心な質の高い医療を提供する。

第5条 リスクマネージャーの配置について

医療事故防止対策規定【医療安全管理責任者業務指針・規定】に準じ、医療安全管理責任者が兼務する。

第6条 医療事故に対する対応

医療事故防止対策規定【医療事故発生時対応】に準ずる。

第7条 医療安全管理体制に関する院内基準（指針）の周知徹底

医療事故防止対策指針に準ずる。

第8条 医療安全教育に関する事

医療事故防止に係る職員の意識改革と安全管理意識を高め、質の高い医療を提供することを目的とするために全職員を対象とした教育・研修を年5回以上開催する。

平成22年7月1日 改定  
平成24年4月1日 改訂  
平成26年7月1日 改訂  
平成27年4月1日 改訂  
平成29年4月1日 改訂  
平成30年4月1日 改訂  
令和02年4月1日 改訂  
令和04年4月11日 改訂  
令和05年5月11日 改訂  
令和06年4月 1日 改訂